

## 大規模小麦集団転作の成立条件

大規模小麦集団転作の成立条件は、地域で土地利用調整を行い転作団地を形成し、そこでの転作を担い手農家組織に一括受託させること、転作田所有者及び転作受託者が互いにメリットを享受できる収益（生産調整助成金等を含む）配分方式をとることである。

地域の全水田所有者が参加する土地利用調整組織を作り、土地利用計画図を作成して団地化を進める。

団地固定型（水稲作業受委託による利用集積が進んでいる地域、連作障害対策必要）

水稲作業の受託農家（＝担い手農家）が自己の転作田に委託農家の水田を転作田として連担させることにより転作団地を形成できる。

ブロックローテーション型（農用地利用集積が停滞していて、地域農家の転作機会均等を重視する場合、排水対策が課題）

予め1巡分のブロックを作っておく。

所有水田の全てが同一ブロックに入る農家を少なくする。同一水田での転作期間を短くする。

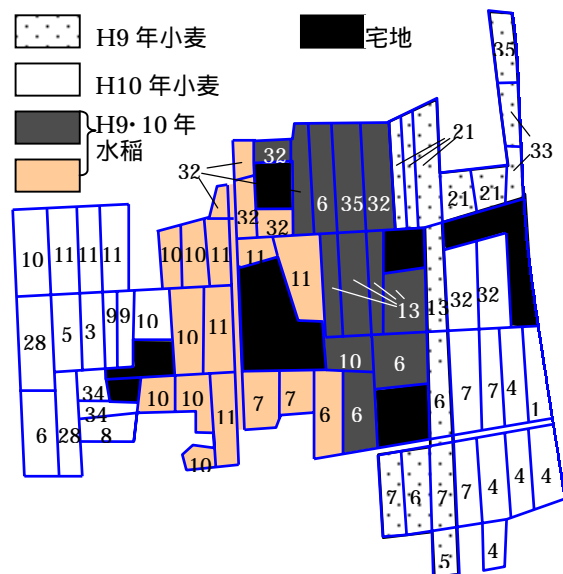


図1 転作機会均等を考慮したブロックの形成例

転作田所有者と転作受託者が共にメリットを享受できる収益配分方式とすることが必要である。

表1 小麦集団転作にかかる収益配分例（1998年産小麦）（単位：円/10a）

転作田所有者			小麦集団転作にかかる収益	転作受託者			
K 営農組合	M 農産	O 組合		O 組合	M 農産	K 営農組合	
-	30,000	30,000	米需給安定対策(一般作物+集団加入)	-	-	30,000	
-	10,000	10,000	水田営農確立助成関係	(10,000)	-	20,000	
-	-	-	地域独自のとも補償金	(3,000)	-	20,000	
80,800	-	-	転作田所有者への地代支払い	-	-	-80,800	
-	-	-	水田麦・大豆等生産振興緊急対策	10,000	10,000	17,000	
-	-	-	小麦粗収益 [ R ]	38,880	29,646	32,238	
80,800	40,000	40,000	配 分 額 合 計	48,880	39,646	38,438	(稲作)
転作受託者の 小麦収支状況			所得 [ R - 物財費 = I ]	15,207	16,998	14,781	77,592
			土地純収益 [ I - 労働費 ]	13,323	15,318	10,641	25,198
			労働時間 (時間 / 10a)	1.6	1.4	3.9	45.7
			1時間当り所得 (円 / 時間)	9,504	12,141	5,379	1,668
			収量 (kg / 10a)	240	183	199	531

注) 1)聞き取り調査および農水省「平成8年産米および麦類の生産費」によって作成。

2) O組合の数値は組合代表者のもの。稲作については岩手県の平均値である。

3) O組合( )内については、組合でプールし、土地改良費用に充当する。

4) K営農組合の転作地代の水準は、地域の水稲所得水準を別途算出することにより決定する。

5)物財費には、土地改良費及び水利費を含めていない。